

ボートレース鳴門新整備棟建設事業に係る
特定建設工事共同企業体取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市が発注するボートレース鳴門新整備棟建設事業（以下「本事業」という。）における特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定建設工事共同企業体」とは、大規模かつ技術的難度の高い工事の安定的な施工を確保するために結成される共同企業体をいう。

第2章 共同企業体

(結成方法)

第3条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

2 共同企業体を結成するときは、特定建設工事共同企業体協定書（本市が指定する様式に基づき作成した協定書をいう。以下同じ。）により協定を締結するものとする。

(構成員の数)

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2又は3とする

(構成)

第5条 共同企業体の構成は、第6条に規定する構成員の要件等を満たすものの組み合わせとする。

(構成員の要件等)

第6条 共同企業体の構成員は、ボートレース鳴門新整備棟建設事業設計施工一括発注・公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する参加資格等を満たすものとする。

2 共同企業体の構成員は、単独企業又は他の共同企業体の構成員として本事業の設計施工者選定に参加することができないものとする。

(構成員の出資比率等)

第7条 共同企業体の各構成員の出資比率は、次に掲げる比率とする。

- (1) 2者の場合は、35パーセント以上
- (2) 3者の場合は、25パーセント以上

(代表者の要件)

第8条 共同企業体の代表者は、本事業の中心的役割を担う履行能力を持ち、出資比率が構成員の中で最大であることとする。

第3章 契約の締結

(契約)

第9条 契約書に特定建設工事共同企業体協定書を添付し、構成員全員の記名押印をするものとする。

(契約の保証)

第10条 共同企業体は、本事業に係る契約の締結にあたり、鳴門市契約に関する規則（昭和41年鳴門市規則第23号）第29条に定める保証を付さなければならない。

(共同企業体の存続期間)

第11条 共同企業体存続期間は、特別な理由がある場合を除いて、実施要領に規定する技術提案書を提出した日から、本事業を請負った共同企業体にあつては本事業が完了し、共同企業体の精算が行われるまでとし、その他の共同企業体にあつては本事業に係る契約が締結される日までとする。

(変更の届出)

第12条 共同企業体は、特定建設工事共同企業体協定書その他の提出資料の記載事項に変更があつたときは、速やかに変更の届出をしなければならない。ただし、構成員の出資比率、代表者その他の本事業を履行する上で重大な影響のある事項については、鳴門市企業局長が認める場合を除き、変更を認めない。

(共同企業体に対する通知等)

第13条 本事業における設計施工者選定の審査結果等の通知、委託料の支払等の相手先は、全て共同企業体の代表者とし、代表者に通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。